

# 第 64 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札監理委員会事務局

第 64 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 20 年 10 月 17 日（金）18:01～18:47

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

①実施要領（案）の審議

- 中央畜産研修施設管理・運営事業（（独）家畜改良センター）
- 永田町合同庁舎の管理・運營業務（内閣府）

②その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、稲生専門委員

（（独）家畜改良センター）

廣川理事

企画調整部 大森企画調整課長、高橋研修課長

総務部 青山会計課長、相磯管財課長

（内閣府）

大臣官房会計課 別府課長、小松調査官、小川課長補佐

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○樫谷主査 それでは、ただいまから、第 64 回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、独立行政法人家畜改良センターの中央畜産研修施設管理・運営事業、内閣府の永田町合同庁舎の管理・運營業務の 2 件の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、中央畜産研修施設管理・運営事業の実施要項（案）の審議を行います。本日は、独立行政法人家畜改良センター、廣川理事に御出席をいただいておりますので、前回までの審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点などにつきまして、10 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○廣川理事 では、前回、議論になったところの説明をいたします。実施要項（案）、資料 1-2、6 ページの（3）で、もともとはたくさんのアンケート調査の項目が並んでいたのですが、3 つに整理してございます。

その次に（4）「事業のモニタリング」。この間の議論でアンケート調査はモニタリングに使うということで、ここに書き込んでございます。もともと、アとイしかなかったのですが、ア、イ、ウ、エ、4 つの項目にしてございます。最後に「モニタリングの結果、民間事業者の管理・運營業務が適切に実施されていないと認められる場合」という、このフレーズが入ってございます。

その次が（5）「委託費等」というところです。ここは少し文章の整理というか、物事の整理が少しよろしくないということで、ア、イ、ウ、エの 4 項目に整理をしました。必要な経費のうちセンター負担分を書き出すということで、「両方は何する」というややこしい書き方を少し整理してあります。それから、あと「利用者から徴収する料金の取扱い」のところも整理表にして、わかりやすくしてあります。（5）「委託費等」はそんなところです。

次が 9 ページの（2）のウですが、⑥のところは少し変わっております。（ウ）が増ええおりますが、これは食事代金、メニュー、クリーニング代金について提案できる形に変えたということです。

次が 60 ページになりまして、別紙 18 で、これはクリーニングの提案に係る部分ですけれども、価格についてこちらから指示せず、参考の単価としてあります。例えば一番上の 1、A、C。アップーシートというところにありますけれども、96 円程度。こういう参考の単価として挙げてあります。

それから、単価についてはこのページの一番下、3 のところで「企画書で提案する」と。それから、「もしも、諸事情で価格を改定するときには」ということで、「センターと協議の上、単価を改定することができる」と。「センターは明らかに正当性を欠くものと認められる以外は、承認する」。こういう書きぶりにしてあります。

次が 66 ページ。これも今のクリーニング代と同じで、食事代金のところです。ここも同様の訂正をしました。参考単価が「程度」ということで示されていて、書きぶりも先ほどと合わせております。

最後になります。94 ページ。アンケート票ですが、モニタリングのところは管理・運営

業務の実施に当たり確保されるべき質を判定するものとして、3つにしたのですが、その3つについての項目が全体としてどうでしたかということで、ローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲの一番上のところに「全体としてどうでしたか」という調査が加わることになりました。

以上で前回との修正部分の説明を終わります。それから、パブリックコメントについては、今月の6日から16日まで求めたのですが、一件も来ませんでした。

以上です。

○樫谷主査 ありがとうございます。何か御意見、御質問、ございましたら。

○稲尾専門委員 特に私もございません。

○樫谷主査 そうですね。今、一件もなかったということは、皆さん、何の関心も示さなかったということとは違いますよね。入札する希望者は問い合わせとかはありますか。

○廣川理事 ちょっとよくわかりませんが、なかなか、地方にあって、こういうサービスを専らしているところは余りないので、そもそも関心を呼びにくいものだと思います。

○樫谷主査 そうですね。事業者、ここはかなり田舎でしたっけ。

○廣川理事 郡部ですから。

○樫谷主査 そうですね。そういうところは、いる。何か問い合わせとかはまだ一件もないのですか。

○廣川理事 まだ、ありません。

○樫谷主査 ない。

○廣川理事 はい。

○樫谷主査 センターとして何か。

○廣川理事 これから説明会をして、少し募らないと、ずっと流れてしまうような感じがあるので、そこはちょっと一踏ん張りしようかなと考えています。

○樫谷主査 営業活動ではなくて、マーケティングですよ。それをしていただかないと、特に田舎で何人か人を、ある程度の経験者も含めて、張り付けなければいけないわけですよ。そうすると、現地の人を採用することもあるでしょうけれども、現地の人だとなかなか経験者がいらっしやらないかもしれないので、ちょっとそういう投票が、入札がなかったようなことになっても困りますので、その辺、ちょっと注力をしていただかなければいけないかもしれませんね。スケジュールとしては、いつからでしたっけ。

○廣川理事 8ページに。11月下旬に公告。

○樫谷主査 この辺りぐらいから、ちょっと入札説明会に参加する方が一番多くなるような、あれですよ。これは場所から相当離れているんですか。ここに勤務される方の宿泊施設もこの中にあるのでしょうか。

○廣川理事 勤務される方の宿泊施設はこの中にありません。

○樫谷主査 これは使えないわけですね。だから、その近くで。

○廣川理事 はい。

○樫谷主査 幾ら田舎だといっても、今どき、車でもあれば、通勤はできるでしょうけどね。

○廣川理事 ここは交通の便は悪くないので。

○樫谷主査 西郷村と言われても、イメージがちょっとよくわからなかったの。事務局から何かありますか。特にないですか。それでは、特に今のところで是非、入札参加者がいなかったということ、あるいは1社しかなかったということにならないように、是非、御努力いただきたいと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回の審議を行いましたけれども、本日をもって小委員会での議論はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや管理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いたします。特に渡邊先生にもちょっとその旨をお伝えいただいて、更に何か御意見があればということ。

なお、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

また、独立行政法人家畜改良センターにおかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、お願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

（（独）家畜改良センター退室）

（内閣府入室）

○樫谷主査 よろしいでしょうか。続きまして、永田町合同庁舎の管理・運營業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。本日は内閣府会計課、別府課長に御出席いただいておりますので、前回までの審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点などについて、10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○別府課長 まず、お手元の資料の中でB-②、「意見募集の結果とその対応」ということで、パブリックコメントの結果、出てきた意見が一応、ここに書いてあるとおりでございまして、それに対するこちらの考え方と、それを踏まえて文章を直す、直さないを含めて、この一覧にさせていただきます。

まず、意見の内容でございすけれども、1点目は、これは「10頁」とか、文章を見ながら見ていただいた方が恐らくいいと思いますので、本文の方を見ていただきたいのですが、まず10ページでございすが、「入札参加資格」のところ。

（6）「その他の入札参加資格」のところ、前の文章ですと警備業務だけについて書いてありましたが、ここの「ただし」のところ、警備業務だけ書いてあって、要は「入札企業、あるいは入札参加グループのうち、こういう許可を受けていること」ということが

書いてあったので、要は「再委託先のようなものも入ってくるのか」という御質問であったということです。

それで、これについては実は入札参加グループの入札についてということで、(7)のAで入札参加グループについて結構、丁寧に書いてあるので、本来、誤解をする余地はないと思っております。そういう意味で、しかも我々はその再委託を考えていないので、再委託は考えていないということと、ここで説明していたように原案のとおりとしたいということでございます。

この部分については、本来、ここで御説明することではないかもしれませんが、産業廃棄物処理業務についても法令によって都道府県の許可が要ることなので、今回、それを併せて、「なお」のところで付け加えたという、ちょっと関係のない改正がここで「なお」で入っております。そこは表現を、これはまた後で全体で御説明しますが、今、直しが「及び」になってはいますが、これは恐らく警備業務の方は公安委員会の認定で、産業廃棄物の方は都道府県の認可なので、これは「及び」ではなくて、「または」にしておかないと間違いになると思います。申し訳ありませんでした。

その次の2つ目の御指摘、これは58ページということで企画書の様式の方の表現ですが、58ページを開いていただきますと、要は「緊急時」ということの定義が書いてありまして、今はもうこれは取って直した形になっているのでわかりにくいのですが、「想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の」と書いてあったのですが「未知のと言ったら、意味がわからないでしょう」と。それは確かにわからないなということで、そこは別に取り替えていいということで、取りました。申し訳ありません。こちらも何かあるといけないなということで、書き過ぎておりました。これが2つ目の御指摘。

次のページを見ていただきますと、この11ページの関係でこの(2)の「入札実施手続」の中の(イ)で、「内閣総理大臣(入札参加部門)の作成書類」というのは、確かに「内閣総理大臣」という言葉がぽっと出てくるとわかりにくいので、「内閣府入札参加部門という具合にした方がわかりやすいんじゃないですか」というのは全くそのとおりという気もするのですが、ただ、法令上、そうしなければいけないということなので、それはやむを得ないということでお答えするのかなと。

○樫谷主査 総理大臣と競争するような感じになってしまいますものね。

○別府課長 そうなんですよ。あと、25ページでございますけれども、25ページのところで、これは非常勤職員の人件費について、例の超過勤務時間とか勤務時間は三六協定の関係上、はっきりさせてくれということで、そこは確かにそのとおり書いた方がいいなということで、26ページの方で注記事項の方、一番下のところですが、ここで全部書き加えております。要は「勤務時間は次のとおりである」ということと、「超過勤務は行っていない」ということで、可能な限り情報を開示するというので、これも加えたということでございます。

あと、25ページで、今のところと併せて人件費と委託費の書き方で、それぞれの金額に

消費税が含まれたり、含まれなかったりしているので、税金を抜いた合計金額の表記が妥当という御意見が来たのですが、これは実は、これ自体、この額に余り意味があるわけでもないので、今回の目的の趣旨に鑑みて、そこまで一々工夫してつくることでもないだろうということで、これはそのままでもよろしいかと思っています。これはほかの同じようなパブリックコメントで、同じような答え方をしているのがちょっとありましたので、それを参考にさせていただきました。

あと、122 ページでございますけれども、これは警備業務の関係の仕様書のところでございます。6の「警備員」の一番上、④のところで、「日中警備を担当する隊員の内」、これは今、直して、「1名は、女性とすることが望ましい」としております。前は「隊員は女性」という具合にちょっと書き切っていたので、それは要は女性トイレであるようなことで考えていたのですが、そこは別に全員、女性でないといけないというわけでもございませんし、そういうことで書いたと。

あと、55歳未満とか、そういうところについて、やはりこういう年齢が、むしろ60歳以上のことも考えるべきではないかということで、「規定を緩和した方がいいんじゃないか」というお話がありましたけれども、こちらも「ただし」書きで書いてあるように、一応、平均年齢で考えていて、かつ内閣府もそういう、この限りではないということで、御相談の要素を加えていますので、ここは決定事項というよりも相談・協議事項だということで御理解いただきたいと。全体として、やはりそれだけの業務に耐えられるかというところが見たいと。ただ、完全にそれを条件にしているわけではないと。

あと、66ページはちょっと細かい話ですけれども、エレベーターの着床停止階の明記ということで、当然、全部止まるという頭だったのが、それは確かにそうではないのもあるよなということで、2台ともB1から8階の各階ということで全部、書いたということです。それだけでございます。これは御意見としてあったものと。

あと、その他、前回の御指摘も踏まえながら、また事務局と御相談をさせていただきながら直したということで、その次の資料のB-③で、今回、直したものが書いてございます。

この10ページは先ほど申し上げたところの、まさにパブリックコメントに応じて直したところというか、パブリックコメントに応じてではないですね、追加として産業廃棄物の部分を追加した部分でございます。

それで10のところの「入札に参加する者の募集に関する事項」の中のところで、この辺は、要はきちんと題名を明記したということかな。「入札の実施手続及びスケジュール」のところは、スケジュールが若干、全体として今のペースでいうと1週間程度というか、10日程度、後ろ倒しになっているということで全体を見直しました。あとは用語をより明確に書いたということで、公示と公告は間違っておりましたけれども、そういうことで表現をきちんと書いております。あと、分けるべきところは分けたと。落札者等の決定とか、そういった直しをしているところでございます。

あと、13 ページで落札者の決定をするということで、総合評価審査委員会、総合評価をするに当たっての委員会についての記述を加えまして、その構成委員の半数以上は、外部有識者とするということで加えさせていただきました。

あと、13 ページは「必須項目審査」のところですね。この辺は、評価項目については、これはまさに総合評価のやり方ということで、これは実は財務省の方と協議しておりまして、その中で表現はできるだけ明確化していくということで書いたものでございまして、全体として前より書き方をより丁寧に行っているというところがございます。あと、配点なども業務の実施についての提案内容の加点を増やしていたりするというようなことがございます。大体、これは表現をよりよくしたと思っております。

これは加算点の方の割合を増やしているということです。500 対 500 ではなくて、500 対 1,000 にしたと。加算部分はやはりそういういい提言の部分を高く見るということで、点数も高くしております。

あと、その次の 14 ページの辺りでございますけれども、このウのところは、先ほど言った監理委員会の議をちゃんと経た上で最終的にやるということで書いてございます。あと、エは、これは別に、ア、イ、ウが崩れて 1 個増えたので、「上記、ウの評価に従え」ということで、最終的な評価を経た上でという具合に行っているということですね。

あとは、オの「留意事項」のところは、これも、大体、字句の整理です。「最も高い」とかいう表現を別に要らないので取ったとか、落札者等を加えたとか、そういった表現の問題ですね。あと、「評価の結果」、ここも表現ですね。15 の（ウ）は若干、ダブリがあったので、これはなくてもわかるということで落としました。大体、その程度の直しかな。

それで次のページが 26 ページで、これは先ほどのパブリックコメントに対応して直した部分でございます。58 ページもパブリックコメントに対応して直した部分、66 ページもパブリックコメントに対応して直した部分。あと、永田町の合同、119 ページから 121 ページの処理業務仕様書につきましては、予定数量がないと入札価格算定に必要な資料が足りないということに気が付きましたので、加えました。最後の次の警備員のところは、先ほど申し上げましたパブリックコメントに応じて直したということ。こういうのが、大体、修正部分でございます。よろしゅうございますか。

○樫谷主査 ありがとうございます。何か御意見、御質問、ございましたら、よろしくお願ひします。

○稲生専門委員 お願いします。13 ページの加点項目審査の点数配分の話が、若干、先ほども議論がありまして、考え方だけで結構ですが、必須項目が 500 点で、加点項目の方が 1,000 点満点と。これはわかります。それで業務の質、それからイの改善提案内容、それから緊急時への対応ということで、大体、510 点、290 点、200 点ということで、基本的にはその改善提案が比較的、点数配分として少な目なのはこういう管理業務ですので、余り創意工夫といっても、それほど余地がないのだろうという理解でまずしておけばいいでしょう。基本は業務の質をきちっと維持していただくと。従って点数配分も高いのだとい

うことですね。

○別府課長 はい。そういうことですね。

○稲生専門委員 わかりました。それから、あと緊急時への対応ということで、いろいろ議論はあったわけですが、その200点というのが割と高いのではないかと、直感的な議論で恐縮ですが、要は改善提案と余り変わらないような点数という言い過ぎかもしれませんが、そういう意味で確かに緊急事態がこういう合同庁舎の場合、起こっては困るので、こういう高い配点なのかなと思いつつも、応募者からするとちょっと異質というか、かなり緊急時に対する対応を重んじているなど。

確かに消えたけれども、相変わらず、緊急時を想定してということになると、普通のビルの管理業務からすると、やや、この200点というのが重たい感じがするんですね。全体の2割ぐらいはそれで評価されるというのはですね。そういう意味で、この全体の1,000点のうちの200点という配点の考え方ですが、もし、何かあればお聞かせいただきたいなと思います。

○別府課長 まず一つは、そもそも、1,000点の中の200点と思うのか、1,500点の中の200点と思うのかというのもまずあると思いますけれども、その中で、今、おっしゃられたように、特に、結局、うちの場合は実はいろんな庁舎をたくさん持っていて、今のところ、広がっているわけですが、その「緊急時」というところにまさにきちんと、それを更に管理するところとうまく連絡をとってきちんとやっていただけるかというところが、実は割とでかいし、かつ、ここの庁舎自体がかなり、ある意味、古い庁舎であるという中で、それこそ地震とかそういったときの対応とか、そういうところも含めてきちんとそれなりに考えて、まさにきちんと考えておいてもらわなければいけないところだと。

それなりに、実は200点というのは、本来、500点の方に入っているべきなのかもしれないというような話なのかもしれませんが、それはきちっと、それだけ、「トラブルのとき、どれだけのことをやっていただけますか」というのは、割とそこは見たいなという気はございます。

○稲生専門委員 なるほど。それでこれも細かいのですが、58ページを見ると、別紙8の様式8、これが書き直しがされていまして、それで「緊急時のバックアップ体制と対応方法」という感じになっていまして、ここでいうバックアップは例えば警備とか、いろんな業務が、例えば地震が起きたりしたときにうまくいかないと、これに対するバックアップ体制、そんなイメージでよろしいわけですか。

つまり、何が聞きたいかということ、14ページとの関係で緊急時の連絡体制というのは要するにだれとだれが連絡するのかとか、そのバックアップというのはその民間さんの中だけで完結するような問題なのか。あるいは、内閣府さんの管理されているところと密接な連絡体制のような、民間さんは、これはどちらのことを重点的に見て考えていけばいいのかなというのが、若干、わかりにくいかなと思ったもので、ちょっとお聞きしたいのですが。

○別府課長 わかりにくいと。このバックアップは「民間の中の」ということですよ。

○小松調査官 そうですね。

○別府課長 ここはむしろ、そういうことですよ。対応できなくなったときに、だれが対応するかというのが、つまり向こう側に基本的に書いていただきたいことなので、連絡体制も逆にある意味、緊急時の連絡体制というのも、向こう側の連絡体制が基本的に中心なのです。それは我々に対する連絡体制にもまるわけですけれども、基本的にまさに民間の方の方で書けることしか書けないわけなので。

○稲生専門委員 なるほど。そういうことで理解しておけばよろしいわけですね。わかりました。とりあえずは以上でございます。

○樫谷主査 今の緊急体制のあれですが、何となく、こういう体制ができてるのは官の方が有利のような気がするのですが、そういうことでもないですか。今は民間に任せているから、余り関係ないですか。

○別府課長 というか、まさにその一番のポイントとして、全体の管理者としての緊急体制はちゃんと取ってくれという話なのですが、それは逆に言うと官も別に同じ話で、「では、そのときにどうするか」というだけの話で、次の段階の緊急体制はむしろ今も民間の方に取らせているという話ですよ。ただ、それをどう取らせるかという考え方なので、そこはむしろ逆に創意工夫が出てくるのではないかという期待もあるんですけど。

○樫谷主査 これは恐らく、管理業務ですから、恐らくここの体制、緊急体制はここだけぽつんとやっている人と、霞が関全体をやっている人から見たら、恐らく民間業者でも、当然、1つ、1個置くのと、3つで一人でも別に大丈夫だと思うんですよ。その辺のところ官が有利だと言ったのは、そういうような固まっているところを管理しているわけですから、これが北海道と九州と一個ずつやるのと、東京の霞が関で2つあるのとでは、大分違うので、効率が違うのでね。固まっているところの方がより有利になるかなという感じがしたのですが、それはしょうがないですかね。実際、対応はいいのですから。

○別府課長 そうですね。

○樫谷主査 それから、総合評価審査委員会をつくっていただいて、透明性を高めよう、公平性を高めよう。これは非常にいいことだと思いますが、構成委員、大体、どれぐらいの人数を想定されていて、半数以上、外部の有識者ということですが、どんな人を想定されているのですか。

○別府課長 我々の今の持っているイメージですが、普通、大体、こういうのは奇数で決めるわけですが、普通、議論をしていて、点を付けてやるとすれば、大体、5人ぐらいが相場観として持っていて、うちの方の中の会計の職員もいろんな観点があるので、一人というよりはやはり二人で、複数で見た方がいいだろうなというイメージを持っています。

○樫谷主査 大体、5人ぐらいを想定されている。

○別府課長 そうですね。そのうち、やはりうちも二人ぐらい要るのかなと思います。残

り、あと3人ぐらいを外部の方をお願いするのかなと。

○樫谷主査 外部有識者という、どんなイメージの方ですか。

○別府課長 実はそこが難しくて、実はむしろ事務局の方でも、過去、何かそういうことでいい人がいたらリストが欲しいというお願いをしていると思うのですが、結局、うちの中の、今、入札等監視委員会をやっていただいている方は逆に、これを別途、うちの中で見なければいけない人々なので、ここに絡むわけにはいかないだろうと。そうすると、また別に探さなければいけない。

ただ、やはりそういう、割とさっき言った、どういうところで見ていただくのかなというのは、実は本当に難しいのです。ただ、3人いれば3種の見方ができるので、まさにお金的な部分を見られる人と、そういった対応のよさの改善の部分が見れる人と、あとはさっき言った危機管理のような、危機管理とはいませんが、そういったところを見る人とか、そういうのでどこに重点を置いて調べるかということだと思うのですが、ただ、3人いれば、そこそこ範囲をカバーできるのかなという気はしています。

○樫谷主査 わかりました。それぐらいですかね。事務局から何かありますか。

○関参事官 ちょっと、一点。

○樫谷主査 はい、どうぞ。

○関参事官 細かい話で恐縮ですが、25ページのところの廃棄物処理業務のところの、一番下の注の(5)に付けていただいたのですが、今回、付け加えていただいた121ページの廃棄物処理量を見ますと、25ページの注には「処理量の大きな変化もない」と書いてあるのですが、121ページを見ますと、結構、一廃と産廃の処理量がそれなりにちょっと大きくぶれていて、これは入居率の変化によるものでしょうか。

○小川課長補佐 我々もこの表を見て、やはり、ちょっと、ぶれが結構大きい部分があって、いろいろ、どういったものが原因かなということいろいろ探ってはみたのですが、基本的に空室があったとか、そういう部分が大きかったというわけではないので、ちょっと、その辺が、原因がまだ究明できていないという状況ではございます。

○関参事官 そうしましたら、処理量については例えば別紙を参照するように。

○別府課長 これを見た方がいいですね。

○関参事官 はい。「これを見るように」とか、何かそういうふうに直していただいた方が。

○別府課長 はい。わかりました。

○稲生専門委員 一つ、質問、よろしいでしょうか。

○樫谷主査 はい。

○稲生専門委員 これは読み方を教えてほしいのですが、16ページから17ページにまた戻ってしまうのですが、16ページの(2)でございますけれども、「交換を遮断する情報の内容」とあって、エのところ「その他本件官民競争入札に、こうこう、こういうので、入札の公正性を阻害する恐れがある情報」とまずあります。次に17ページの上から第2パ

ラグラフといいますか、「また」のところで、「なお」書きが上から5行目にありまして、「入札結果に影響を与え得る上記情報の交換があった場合」とあるわけです。

そうすると、16ページの「公正性を阻害する」という文言と「入札結果に影響を与え得る情報」、つまり公正性を阻害するのだけれども、入札結果を与えることはないだろうという情報があるかどうかはわかりませんが、その余地はあるかないかということなのです。

つまり、同じ文言ではないわけです。だから、そうすると解釈が入ってきて、本来で言えば公正性を阻害する恐れがある情報が漏洩ないし遮断されなければ、流れたら一発で内閣総理大臣が参加を認めないというのがしかるべきかなと思うのですが、この17ページの文言を読むと、入札結果に影響を与えなければ、内閣府さんの方で、会計課の方で与えないと判断すればよくなってしまっているのではないかなと。そういうふうな、意地悪な読み方をするとそう読めないこともないのです。これはちょっと考え過ぎかもしれませんが、この点はいかがでしょうか。

○別府課長 難しいですね。

○稲生専門委員 済みません。

○別府課長 こちらが余り、そんなに意識していなかった。ただ、どちらにしても、与え得るものは可能性なのです。与えるというわけではないから、与えたというなら、非常に明快で、要はそういう事実がはっきりしたということなので、つまり、その「恐れ」とか「得る」というのは、若干、確かに解釈がもともと入り得て、難しいというか、そうおっしゃられると、確かに客観的ではない部分が恐らくあるんですね。

どういう表現がいいのかな。もともと、遮断する情報は確かに恐れがある以下の情報と言っているので、「恐れがある」というところで遮断をしなければいけないと。しかし、遮断ができなかったときに。

○稲生専門委員 つまり、だから、素直に書くのであれば、(2)のエで、そこで判断が一個入ってしまっていて、それで「公正性を阻害する恐れがある情報」をある意味ではもうびたっと遮断するのだと。これが遮断されないということであれば、もう、有無を言わずに内閣総理大臣の参加は認めないという書き方であればいいのですが、この17ページの上から5行目にまた「影響を与え得る」とか「結果に影響を与える」という別の文言が入ってきているので、要するに2つ解釈があって、入り得ると、ちょっと読む者からすればね。

結局、だから、何か四の五の言われて、官の勝ちということになりかねないかなということで、要するに、多分、いろんなことが出てくる、言われると思いますので、ただ、その法律の条文がこういう書き方になっているのであれば、こういうことでいいと思います。

○別府課長 何か表現がありましたか。これはどこかに、つまり、まさに参考とする表現があるのなら、一つ、そこを見なければいけないけれども、なければ別に併せて問題はなさそうな気がしますけどね。おっしゃるとおり。

○稲生専門委員 そうですね。だから、17 ページの上から5行目のところを単純に「入札の公正性を阻害する情報が漏洩した場合、内閣総理大臣の参加を認めない新たな民間競争入札を実施する」とすれば、要は16ページとうまく整合してくるし、誤解も生じなくて、解釈がワンクッション入ってしまいますが、それは仕方がないと思われまので。

○別府課長 そうですね。

○稲生専門委員 これは調整事項で、お任せというか、もう、細かいことですので。

○別府課長 わかりました。おっしゃる意味がよくわかりました。

○樫谷主査 事務局の方も今のでよろしいですか。何かありますか。

○事務局 今、御議論があった部分は修正の過程で事務局と会計課さんとお話をさせていただき、委員の方々にも御覧いただいたうえで、最終的にこの形になっていますので、今日、御欠席の渡邊先生も含めて意見交換をさせていただきまして、どういう表現が適切か、もう一度、考えさせていただきたいと思っております。

○樫谷主査 わかりました。それでは、私から確認の意味を込めて、コメントがありますので、それを述べたいと思います。まず、情報遮断体制の確保についてであります。内閣府会計課におかれましては、今後、行われます永田町合同庁舎の官民競争入札の入札手続等について、情報の漏洩等が起きないように、しっかりとした体制を整理していただくとともに、対外的に誤解を招くことのないよう十分注意をして手続を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、企画書提案等の公正・公平な審査についてであります。本件は初の官民競争入札事例でもあるため、提出された企画提案書等を審査する際には、特に官民のどちらかに有利になるような審査との誤解をされないよう、公正・公平な審査が行われるよう、お願いしたいと思います。また、なるべく多くの外部有識者を含む評価委員会での審議を行っていただき、第三者性を担保していただくようお願いしたいと思います。

以上であります。いかがでしょうか。申し上げたことについて、特に何か御異議はございますか。教えていただけますでしょうか。

○別府課長 こちらからは特に異議はございません。

○樫谷主査 よろしいですか。それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで3回の審議を行いました。本日をもって小委員会での議論はおおむね終了したものとし、改めて小委員会を開催することとはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては私に御一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。なお、次回開催につきましても、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

